

大西市長の桜町再開発・豪華マンションへの入居問題・・・その後

次々に寄せられた疑問や怒りの声

上野みえこ議員が、6月議会の一般質問で取り上げた大西市長のマンション問題。450億円もの税金をつぎ込んだ桜町再開発ビル内に、15階建ての超高層マンションが建設されました。再開発事業なので、分譲マンションの共有部分にも多額の税金が投入されています。しかも11階以上のフロアは、熊本市の景観基準を超えて建設されました。市長は基準を超えた12階フロアに住んでいます。このマンションは、熊本市の中心市街地でも熊本城を眺める一等地に建っていることから、人気の物件となり、分譲にあたっては高い倍率で抽選が行われました。質問後、党市議団に相次ぎ電話が入りました。

(寄せられた声の一部を紹介します)

- ・市長が税金をつぎ込んだマンションに住むなど、けしからん。
- ・サクラマチのマンションは倍率が高かったんで、簡単には入れなかったはず。市長が入居しているのはおかしい。
- ・マンションの1号室は大抵のところで、フロアの一番広い部屋。市長はいい部屋が当たりましたね。
- ・私たちは生活が苦しいのに、市長が豪華マンションに住んでいるのは許せない。

*この他、マンションの抽選に応募し外れた方々からも、「よく当たったものだ」と疑問の声がありました。(複数) など



日本共産党 市議会だより

熊本市中央区手取本町1-1 3階
発行：日本共産党熊本市議団
上野みえこ なすまどか

NO. 1202
2020年9月13日号
電話 328-2656
FAX 359-5047

メール: kumamsu@gamma.ocn.ne.jp

HP: 共産党 熊本市議団



検索



市議会広報紙「いちょう」の原稿が何度も書き直しに 「了解しない文書」の掲載は異例なこと

議会の広報紙「くまもと市議会だよりいちょう9月号」に、一般質問報告が掲載されました。掲載にあたり、上野みえこ議員の書いた原稿は2回の修正が迫られ、結果的には上野議員が掲載を求めた3回目の原稿は掲載されず、「広報委員会」

案が掲載され発行となりました。質問者の原稿に修正が求められるのは異例のことです。

「市長が開発許可」⇒「市が開発許可」
「豪華マンション」⇒「マンション」

一般質問報告は、質問者の意向を反映することが第1です。なぜ、書き換えて掲載されたのか、解明を求めています。

弁護士による「無料法律相談」のご案内

日本共産党が毎月定例で行っている無料の法律相談です。どなたでもご利用できます。また、生活相談も合わせて行っています。
「事前予約制」です。ご希望の日時に電話予約をお願いします。

- 9月16日(水) 午後2時～4時
中央区生活相談所(大江5-15-20) Tel 375-2200
- 9月23日(水) 午後6時～8時
北区生活相談所(武蔵ヶ丘1-10-1) Tel 338-2001
- 9月28日(月) 午後1時30分～4時
山本のぶひろ渡鹿生活相談所(渡鹿5-19-7) Tel 362-5181
- 10月7日(水) 午後3時～5時
東区生活相談所(広木町7-23-2) Tel 328-2656
- 10月8日(木) 午後1時～4時
菜の花法律事務所(南区江越1-17-12) Tel 322-7731
- 10月13日(火) 午後5時30分～7時30分
さくら法律事務所(京町本町1-22) Tel 090-8667-3148

国保料・介護保険料の新型コロナ減免

日本共産党熊本市議会だより 2020 年 9 月 13 日号 (No.1202)

更なる周知の徹底と改善で、申請をすすめましょう！

すすんでいない減免申請・・・国保で 1.7%

現在、国保加入は 98,000 世帯、うち新型コロナ減免の申請は 1,651 世帯で、わずか 1.7%です。さらに、決定は約 600 件で 0.6%です。(8 月 21 日現在) 提出された申請のうち 37%しか決定に至っていません。

介護保険は 8 月が保険料の

に遅れており、8 月現在で 70 件の申請、決定しているのはその半分で 30 数件です。

すすまない理由には、国民健康保険・介護保険の新型コロナ減免を知らない人が多いこと、65 歳以上の高齢者は介護保険の減免申請を別途しなければならないことなどがあります。

周知の工夫と、ワンストップサービスへの改善を

HP だけではなく、市政だよりほか、さまざまな手段で周知をすすめていくべきです。

国保と介護保険は、担当課が

異なりますが、同一の添付書類もあるので、重複した手続きを簡素化し、ワンストップ申請への改善も進めていくべきです。

他都市の取組みに学び、「事業主」へ傷病手当の支給を

新型コロナ感染により就業できなくなった場合、熊本市でも、傷病手当金が支給されることになりました。しかし、「事業主」は対象外です。

愛知県東海市では、「事業主」

も傷病手当金の対象です。

同じ保険料を払いながら「事業主」が傷病手当金を受けられないのは大きな矛盾です。本市で、速やかに支給対象となるよう改善すべきです。

市民から改善を求める声

「国保をよくする会」で市へ要望書を提出

8 月 27 日、「熊本市国保をよくする会」から熊本市へ 2 回目の要望書が提出されました。党市議団も参加し、改善を求めて懇談しました。

今回は、国保年金課に加え介護保険課も同席、申請の推進や周知は積極的に受け止めていただきました。

要望した内容は、以下の通りです。



(議会棟会議室での懇談)

新型コロナウイルス感染症に関する減免制度の改善を求める要望

【要望事項】

(国保年金課・介護保険課)

- 1 減免制度を知らない人が多い、市政だよりなども活用し制度を広く知らせてほしい。現時点での申請・決定数を明らかにしてほしい。
- 2 熊本市も急激に感染者数が増えている。愛知県東海市は、事業主も傷病手当金の支給対象になるよう、6 月議会で条例を改正している。本市でも傷病手当を事業主も受けられるよう条例を改正してほしい。
- 3 65 歳以上の高齢者については、国保・後期高齢者医療保険と介護保険の減免手続を一本化してほしい。
- 4 制度がよく理解できるよう、Q&Aを作成し、ホームページに掲載してほしい。

(介護保険課)

- 5 減免手続の際、「収入状況調査に関する同意書」はやめて資産状況確認は自己申告にしてほしい。特に世帯全員の同意書はやめてほしい。